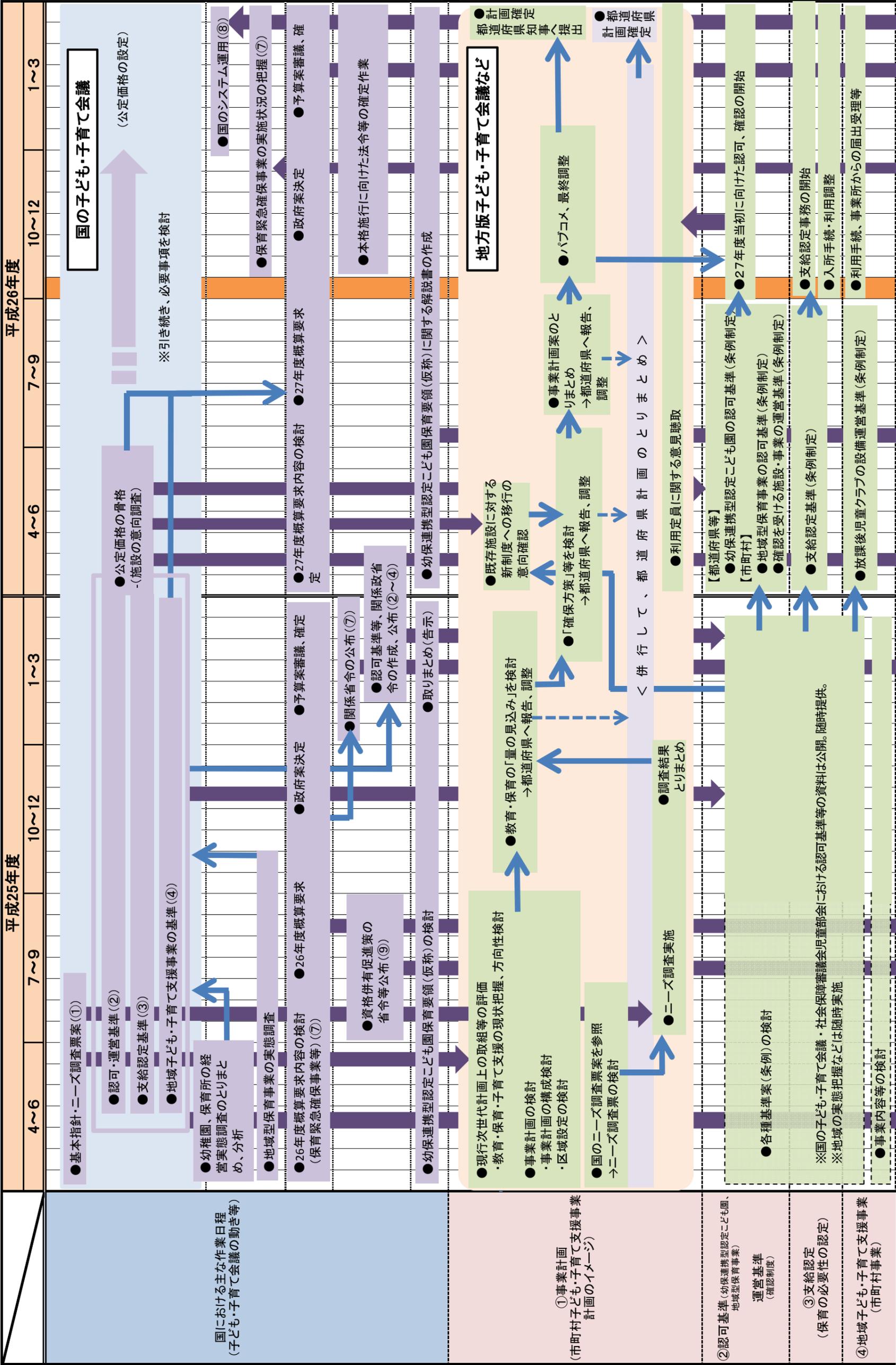
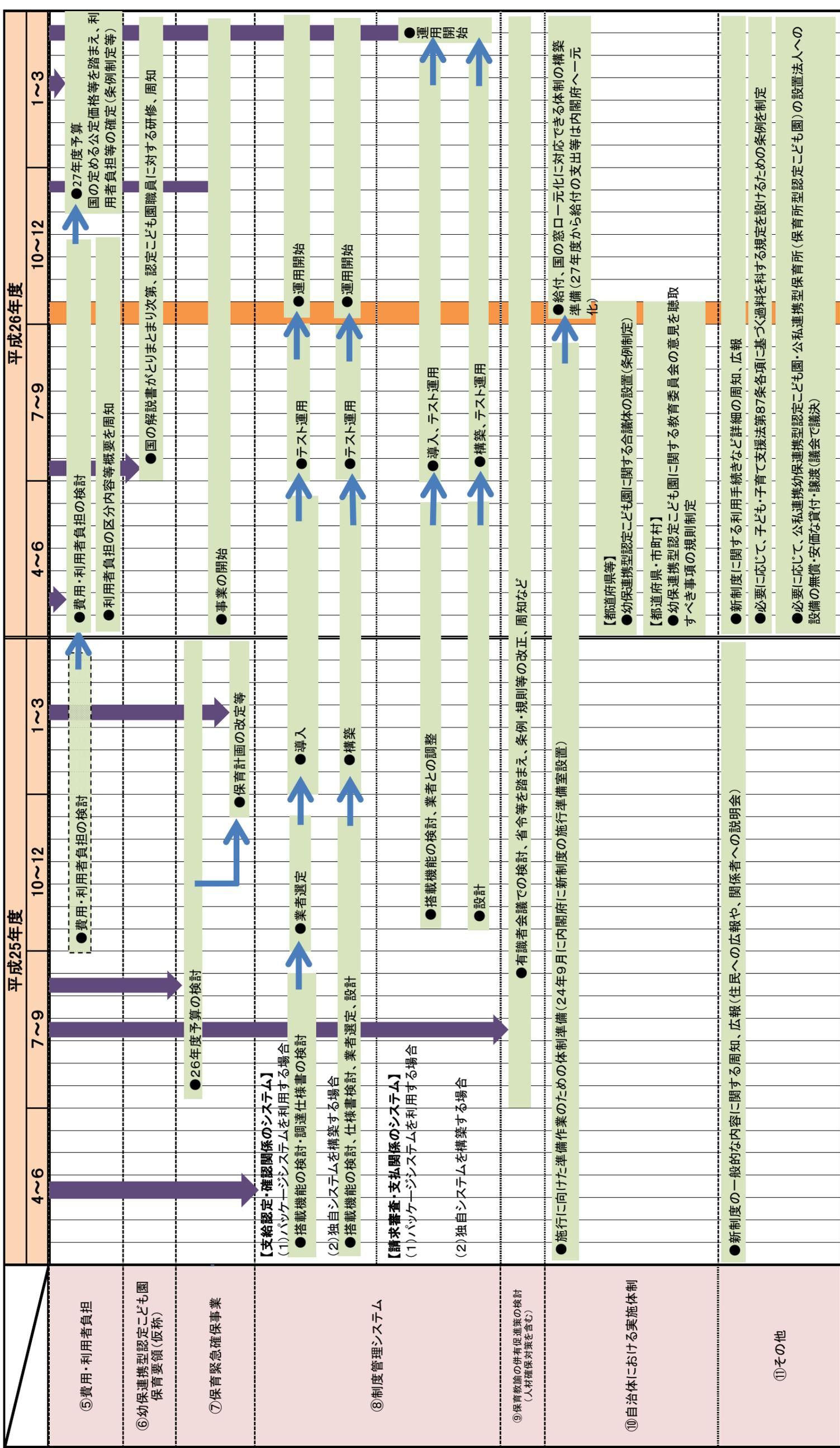


[内閣府(少子化対策企画室・保育課)：関連資料]

本格施行までの作業スケジュールのイメージ（市町村における作業イメージを中心に）

以下の作業スケジュールは、現時点での想定であり、今後の検討状況により変更、追加等の可能性が有り得る。（平成27年度本格施行（注1）、平成26年4月に消費税8%、平成27年10月に10%を想定）





(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされており、本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

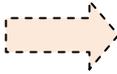
新制度の施行準備に関する地方自治体と国における今後の作業等について

以下のスケジュール等や作業内容は、あくまで現時点での想定であり、今後の検討状況により、変更や追加がありえる。

事項	自治体における当面の作業等	今後の国の主な作業日程
<p>○ 事業計画</p>	<p>【市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ】</p> <p><25年4月～6月></p> <p>① 現行の次世代行動計画等に基づく取組状況の把握、評価。</p> <p>② 子ども・子育て会議で示される基本指針案を参照しつつ、区域設定その他事業計画の構成等を検討。</p> <p>※ 適宜、地方版子ども・子育て会議や関係当事者の意見を聴き、市町村・都道府県間の連携を図る。</p> <p><25年7月～12月></p> <p>④ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握、今後の方向性の検討。</p> <p><26年1月～3月></p> <p>⑥ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を検討、都道府県に報告。</p> <p>※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p>	<p><25年4月～></p> <p>○ <u>子ども・子育て会議</u>で国が定める基本指針について検討</p> <p>会議では骨子やニーズ調査票案について、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。</p> <p><25年夏目途></p> <p>○ 会議としての基本指針案文、ニーズ調査票案、作成の手引きを提示。</p> <p>支給認定基準（下限時間等）</p> <p><25年度末目途></p> <p>認可・運営基準 支給認定基準 地域子ども・子育て支援事業（市町村事業）の基準</p>

	<p><26年4月～9月></p> <p>⑦ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」等を検討、都道府県に報告。</p> <p>※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p> <p>※ 「量の見込み」、「確保方策」は26年9月末までに中間的にとりまとめ</p> <p><26年10月～></p> <p>⑧ 「量の見込み」「確保方策」に基づき、認可・確認等の事前準備。</p> <p>⑨ パブコメ等の必要とされる手続。都道府県との調整。</p> <p><27年3月></p> <p>⑩ 確定</p> <p>→都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県に提出。</p>	<p><26年度はじめ></p> <p>公定価格の骨格の提示 (施設の意向調査)</p>
<p>○ 子ども・子育て会議</p>	<p><25年2月～></p> <p>会議を設置する場合における準備（条例制定等）。</p> <p><25年度以降></p> <p>地方版の子ども・子育て会議の設置努力（出来るだけ早期に）。</p> <p>設置している場合には事業計画の策定に当たって意見を聴かなければならないため、26年夏頃に計画を策定できるよう適宜開催をすることになる。</p>	<p><25年4月></p> <p>子ども・子育て会議を設置し、検討を開始。</p>

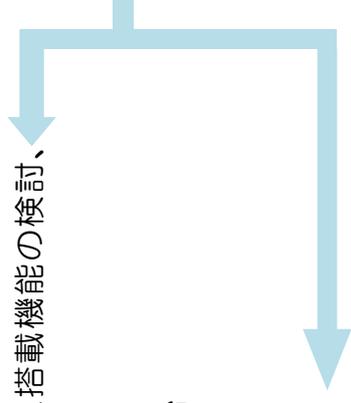
<p>○ 認可基準 (幼保連携型認定こども園)</p>	<p>【都道府県等】 <25年度以降> 子ども・子育て会議で示される幼保連携型認定こども園に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><26年9月まで> 27年度当初に整備されているべき幼保連携型認定こども園について認可を行うことが出来るよう、可能な限り6月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。</p>	<p><25年4月以降> 経営実態調査の結果を踏まえ、子ども・子育て会議等で議論。 (会議では、「現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする」との方針に沿って、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。</p> <p><25年度末目途> 政省令を作成。</p>
<p>○ 認可基準 (地域型保育事業)</p>	<p>【市町村】 <25年度以降> 子ども・子育て会議で示される地域型保育事業に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><26年9月まで> 27年度当初に整備されているべき地域型保育事業について認可を行うことが出来るよう、可能な限り6月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。</p>	<p><25年4月以降> 各事業の実態調査を実施。 実態調査の結果等を踏まえながら、子ども・子育て会議等で議論。 (会議では、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。</p> <p><25年度末目途> 政省令を作成。</p>

<p>○ 運営基準（確認制度）</p>	<p>【市町村】 <25年度以降> 子ども・子育て会議で示される教育・保育施設等の運営基準に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><26年9月まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の策定・調整の過程において、施設・事業者の確認定員見込みの中間とりまとめ。 ・ 27年度当初に整備されているべき認定こども園等や地域型保育事業について、確認手続を行うことが出来るよう、可能な限り6月議会において運営基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。 	<p><25年4月以降> 定員設定のあり方、運営に関する基準等について、子ども・子育て会議で議論。 （会議では、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><25年度末目途> 政省令を作成。</p>
<p>○ 支給認定（保育の必要性の認定）</p>	<p>【市町村】 <25年度以降> 子ども・子育て会議で示される保育の必要性の認定等に関する資料等を参照しつつ、自治体において認定等に関する条例等の検討。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><26年9月まで> 26年度下半期以降、認定事務を行うことが出来るよう、6月議会において支給認定基準に関する条例等を策定。</p>	<p><25年4月以降> 子ども・子育て会議等で認定の事由等について議論。 （会議では、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><25年度末目途> 政省令を作成。</p>

<p>○ 地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>【市町村】</p> <p><25年度以降></p> <p>① 子ども・子育て会議等で示される資料等を参照しつつ、地域の実情に応じた事業内容の検討、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例の検討。</p> 	<p><25年4月～></p> <p>○ 子ども・子育て会議、社会保障審議会児童部会を中心に検討。</p> <p>○ 質の改善を含む交付金の交付の方法等については、子ども・子育て会議を中心に議論。</p> <p>○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準については、社会保障審議会児童部会を中心に議論。</p> <p>○ 会議の資料や議事録は公開。</p> <p>○ 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（会議の資料や議事録は公開）。</p> <p>※「実費徴収に係る補足給付」については、経営実態調査の集計・分析を踏まえて議論。</p>
<p><26年4月～9月></p> <p>② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例を策定。</p> <p><26年4月～></p> <p>③ 13事業のうち保育緊急確保事業の対象事業について、同事業として事業実施。</p> <p><26年10月～></p> <p>④ 27年度からの利用者の利用手続き、事業所からの届出受理等、事業実施準備。</p>	<p><25年度末までに></p> <p>○ 事業の基準を定める省令・告示制定。</p> <p><26年1月～3月></p> <p>○ 13事業のうち保育緊急確保事業の対象事業について、同事業としての実施要綱・交付要綱の検討。</p> <p><27年1月～3月></p> <p>○ 実施要綱・交付要綱の検討・案の提示</p>	<p><25年度末までに></p> <p>○ 事業の基準を定める省令・告示制定。</p> <p><26年1月～3月></p> <p>○ 13事業のうち保育緊急確保事業の対象事業について、同事業としての実施要綱・交付要綱の検討。</p> <p><27年1月～3月></p> <p>○ 実施要綱・交付要綱の検討・案の提示</p>

<p>○ 費用・利用者負担</p>	<p>【市町村】</p> <p>＜25年度以降＞ 子ども・子育て会議で示される公定価格に関する資料等を参照しつつ、自治体において必要な条例等の検討。</p> <p>↓</p> <p>＜26年4月以降＞ 費用・利用者負担の検討。 利用者負担の区分内容・枠組みの概要について、周知等を開始。</p> <p>↓</p> <p>＜26年度終盤＞ 27年度予算で、国の定める公定価格等を踏まえ、費用・利用者負担等の確定（条例制定等）</p>	<p>＜25年4月以降＞ 経営実態調査の結果等を踏まえ、子ども・子育て会議等で議論。 〔会議では、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。〕</p> <p>↓</p> <p>＜26年度早期＞ 骨格を提示する予定（施設の意向調査）。</p> <p>↓</p> <p>＜26年度後半＞ 27年度政府予算案決定、国会での予算案審議を経て、公定価格を確定。</p>
<p>○ 幼保連携型認定こども園 保育要領（仮称）</p>	<p>＜26年度中（国の解説書が作成され次第）＞ 認定こども園の職員に対する研修、周知を行う</p> <p>↓</p>	<p>＜25年度中＞ 告示として取りまとめ予定</p> <p>↓</p> <p>＜26年度中＞ 解説書を作成</p>

<p>○ 保育緊急確保事業</p>	<p>実施団体は、平成26年度予算を確保し、市町村保育計画に事業を定めた上で、平成26年度事業として実施。</p>	<p>26年度予算編成作業を通じて検討。</p> <p><25年度中> 対象事業の考え方の整理、具体的な対象事業選定の検討。関係内閣府令の公布。</p>
<p>○ 制度管理システム</p>	<p>【支給認定・確認関係のシステム】</p> <p>(1) パッケージソフトを導入する場合 25年4月～ 業者等との相談、搭載機能等の検討、調達仕様書の検討 25年10月～ 業者選定 26年1月～ 導入、テスト運用 26年10月～ 運用開始</p> <p>(2) 独自システムを構築する場合 25年4月～ 業者等との相談、搭載機能等の検討、システム仕様書検討、業者選定 25年7月～ 設計 26年1月～ 構築、テスト運用 26年10月～ 運用開始</p>	<p><25年3月用途> 自治体におけるシステム搭載機能等の検討のため、システムで管理する情報及びそれに係る項目について、ただき台を提示。</p> <p>以降、システム設計に必要となる事項の検討を行い、順次公表。</p> <p><25年10月頃> 内閣府において市町村のシステムで管理する情報を出力し、国の構築するシステムへ入力する際の統一的な出力規格（以下「インターフェース仕様」という。）を検討し、第1弾として支給認定・確認に関するインターフェース仕様を提示予定。</p>

	<p>【請求審査・支払関係のシステム】</p> <p>(1) パッケージソフトを導入する場合 26年1月～ 報酬骨格を踏まえた搭載機能の検討、業者との調整 26年7月～ 導入、テスト運用 27年4月～ システムの運用開始</p> <p>(2) 独自システムを構築する場合 26年1月～ 設計 26年7月～ 構築、テスト運用 27年4月～ 運用開始</p> 	<p>↓</p> <p><26年4月頃> 第2弾として請求審査・支払に関するインターフェース仕様を提示予定。</p>
<p>○ 保育教諭の併有促進策の検討（人材確保対策を含む）</p>	<p><24年度内> 有識者会議（文部科学省・厚生労働省に設置）において、併有促進策を取りまとめ予定。</p> <p><25年7月> 省令等改正・公布予定。</p> <p><省令等改正公布後> 省令等を踏まえ、①免許・資格の取得手続きに関わる条例・規則等の改正、②特例対象者等への周知等の対応を行う。</p>	<p><24年度内> 有識者会議（文部科学省・厚生労働省に設置）において、併有促進策を取りまとめ予定。</p> <p><25年7月> 省令等改正・公布予定。</p>

<p>○ 自治体における実施体制</p>	<p>施行に向けた準備作業のための体制整備</p> <p><26年9月まで> 【都道府県等】 幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置（条例設置）</p> <p>【都道府県・市町村】 幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事項の規則制定</p> <p>【都道府県・市町村】 <27年度まで> 給付、国の窓口一元化に対応できる体制の構築準備（27年度から給付の支出等は内閣府へ一元化）</p>	
<p>○ 新制度に関する広報</p>	<p><25年度中> 制度一般についての周知、広報。 ・各自治体における広報誌などを通じて住民への周知。 ・幼稚園、保育所、認定こども園等の関係者への説明会等。</p> <p><26年度中> 利用手続き等、詳細の周知、広報。</p>	<p><25年2月> リーフレットの配布。</p> <p><25年度中> 以下を実施予定。 ・フォーラム等の開催。 ・広報・啓発用資料の作成、配布。</p> <p>施行準備の進捗状況に応じて自治体向けの説明会を実施。</p>

<p>○ その他</p>	<p>＜26年度以降＞ 既存の施設に対して、新制度への移行の意思などを調査・確認。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>事業計画、認可事務等に反映</p> <p>【市町村】</p> <p>＜26年度以降＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、子ども・子育て支援法第87条各項に基づく過料を科する規定を設けるための条例を制定 ・ 必要に応じて、公私連携幼保連携型認定こども園・公私連携型保育所（保育所型認定こども園）の設置法人への設備の無償・安価な貸付・譲渡（議会で議決） 	<p>＜26年度早期＞ 子ども・子育て会議等で認可基準・公定価格についての議論を行い、認可基準は25年度中、公定価格の骨格を26年度早期に提示予定。</p>
--------------	---	--